

令和6年度 第12回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和7年 2月25日（火）			
開 催 場 所	役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和7年 2月25日 午後 1時 30分 開 会			
	令和7年 2月25日 午後 2時 21分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議事録署名委員	2 番	内間 正樹	3 番	宮嶋 扶喜子

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第12回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思います但異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、2番 内間 正樹（うちま まさき）委員、3番 宮嶋 扶喜子（みやじま ふきこ）委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 令和7年度面接・総会予定表について 以上です。
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第55号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第56号 非農地証明願いについて 議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第54号から第57号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが4件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議	長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
		休憩 午後 1 時 3 4 分 再開 午後 1 時 3 9 分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは私のほうから議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 5 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員		議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については、1 5 0 日以上従事する新規就農者で、令和 7 年 2 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議	長	続いて、議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員		議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番

	号4番については、150日以上従事する新規就農者で、令和7年2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	ちょっといいですか。（整理番号3番について）前回の総会で、否決になったと思いますが、再度申請しているんですか。
事 務 局	先月の総会で、435㎡1筆だけの申請で、その内倉庫を建てて、残りは300㎡ちょっとになるので、その面積だけで年間150日以上農業従事して、生産して倉庫の費用までまかなえるのかと疑義がありましたので、今回は土地の面積を増やしての新たな申請となっております。
委 員	新規就農者の面接を対応したんですけど、若干、倉庫ありきで申請をしているような感じがしたので、新規就農者としてはどうなのか、と僕の感想だったんですけど。
事 務 局	私のほうから申請人に電話をして、面接対応委員のご意見等を伝えたくて申請をそのままあげていいのか、確認をしました。本人の考えが、3条の許可が下りないと倉庫を建てられない、農地を借りて耕作する時に農業委員会で手続きすることをわかっておらず、倉庫を建てるという目的だけが先行しているのかなと思いました。本人は、農業をしたいとずっとおっしゃっていました。申請書類をすべてそろえ、具体的な工程表も追加でお願いし、提出が間に合ったので今回の総会にあげているんですが、意見があれば伺いたいです。
委 員	この人は、通って農業するの？
委 員	通いもするが、実家も近くにあるみたいです。
事 務 局	現在の職業が、個人でやっていて、近い将来は古宇利に移したいとおっしゃっていました。
委 員	出身地で親戚もたくさんいて、実家もあるんであれば建物を申請しなくても作業するスペースは確保できると思います。農業をはじめてみて今後やっていけそうであれば、必要であれば倉庫も申請した方がいいんじゃないかな。

委 員	農業をしたいよりも、倉庫を建てたいがために（農地法第3条の）申請をしているように見えます。
委 員	前回の倉庫の図面等を見るに、本当に倉庫として使用するのかなというのに、かなり疑義があったと思うので・・・、そこからは変更はあったんですか。
事 務 局	倉庫の設計変更はありました。フローリングなしで、土間にして、出入り口はシャッターというのであったんですけど、倉庫についての総会での審議は、来月を予定していますので。
委 員	畑の面積を前回より増やしたということですか。
事 務 局	その通りです。
委 員	倉庫も一緒に審議しないと、先に3条だけ審議して、通してしまってもいいのかなと・・・。
議 長	今は3条のみの審議です。
委 員	3条の申請ですが、面接をきくと、とても農業をやるような話じゃないと聞こえてしまった。先に倉庫があったからだと思いますが。
委 員	本人は農業するといってるんでしょ。
事 務 局	本人はそうおっしゃってます。
委 員	本業があるなら、農業は2番になるんじゃない。
事 務 局	農業を主にして、今の本業は辞めてもいいとおっしゃってました。
委 員	どこかで研修を受けたとか、農大をでてるとかだと話はまた別だけど、勉強したのであれば販売の方法とかまで学んでるんじゃないかなと。
事 務 局	休憩をお願いします。
議 長	休憩します。

		休憩 再開	午後 1 時 5 2 分 午後 2 時 1 3 分
議 長		休憩前に引き続き再開します。 ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。	
委 員		整理番号 4 番の方も、〇〇市から通うということですか。	
事 務 局		そうです。	
委 員		ちなみに、4 番の方は玉城に実家があり、倉庫、作業小屋として使えるスペースがあります。	
議 長		議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。	
		(異議なし)	
議 長		議案第 5 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 5 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事 務 局		それでは、私のほうから議案第 5 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の議案書 6 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 7 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が 3 名、利用権の設定等をする者、貸付人が 4 名です。 設定筆数は計 8 筆、合計面積 1 6, 8 5 6 m²。賃貸借が 1 筆、使用貸借が 7 筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 続いて、1 0 ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致	

		します。 譲受人3名、譲渡人3名、所有権移転5筆、合計面積4,719㎡、売買が4筆、贈与が1筆となっております。こちらも詳細についてはお目通し下さい。 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第56号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから議案第56号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 9ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第56号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	議案第 5 6 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 5 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 5 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 10 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 5 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 5 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」令和 7 年 2 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 5 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議	長 議案第 5 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は異 議なしと認め、可決決定いたします。
---	---

[illegible]